

1. 件名：新規基準適合性審査への対応について（高浜設置許可（警報無し津波））
2. 日時：令和2年1月21日 17時10分～18時
3. 場所：原子力規制庁 9階C会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

岩田安全管理調査官、名倉安全管理調査官、江崎企画調査官、深堀上席安全審査官、石井主任安全審査官、寺野安全審査官、杉原技術参与

関西電力株式会社：

原子力事業本部 原子力技術部門 プラント・保全技術グループチーフ マネジャー  
他20名

#### 5. 要旨

- (1) 関西電力株式会社から、本日の審査会合（第823回 公開会合）において議論された事項について確認があった。原子力規制庁は、本日の審査会合における以下の議論を踏まえた説明資料の作成を依頼するとともに、引き続き確認を行うこととした。

<津波警報が発表されない可能性のある津波への対応について>

- 基準津波の選定プロセスにおける「各評価点の位置づけ」と「ゲート開閉条件」の関連性について説明を補強すること。
- トリガーの妥当性に関するパラメータスタディの網羅性の説明を充実すること（チャンピオンケースを下回るものの敷地への影響がある波源の有無やその際の第1波の波高を踏まえたトリガー設定値の妥当性）。
- 防潮ゲートの設備重要度や関連性を踏まえた上で潮位計の安全施設としての位置づけを再度整理すること。
- クラゲ襲来時の排水に伴う誤検知の防止も踏まえて設定した「2分以内に0.1m下降」で用いている数値の設定根拠について、誤検知を防止出来ることの数値的な根拠の提示及び他の要因との比較を実施し、説明すること。
- 既許可の津波防護対策が構外で津波を検知するものであるのに対し、今回の申請対策は構内で津波を検知するものであるとの相違を踏まえて、津波防護対策として、今回の申請対策が既許可実績と同等であることについて説明すること。
- 潮位計による検知の信頼性を2 out of 4とすることの考え方については、設置位置により検知の早さに相違が出ることなど、検討上の考慮点を明確に示した上で、説明すること。
- 審査対応については、来年度の法令の施行の際の対応や後段規制における手続対応も含めた全体工程を整理した上で、適切に工程管理を行うこと。
- 構外の潮位データの活用方法については、既許可実績が大津波警報を始動点とした津波防護対策であることを踏まえ、監視強化のみならず更なる活用方法を検討すること。
- 12月の資料と比べた到達時間の数値の違いの理由を資料に明記すること。

○ 津居山等の構外の潮位観測点において警報発信基準（0.5mの変動）を超えるような大きな水位変動が起きた場合の対応を検討すること。

（2）関西電力株式会社から、本日の議論を踏まえた説明資料の作成等について、了解した旨、回答があった。

## 6. その他

提出資料なし

以上